

雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託プロポーザル審査委員会要領

第1 設置

雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務を委託するにあたり、指名型プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、雄勝地域放課後児童クラブ整備工事設計業務委託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) 提案書の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、10人以内とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、そ

の意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、福祉保健部子ども未来課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月5日から施行する。